

令和元年度第3回市川市教育振興審議会 会議録

1 開催日時 令和元年10月9日(水)14時35分から16時30分

2 場 所 市川市南八幡1丁目17番15号
市川市南八幡仮設庁舎2階 教育委員会会議室

3 出席者(敬称略)

(1) 会 長 天笠 茂

(2) 副 会 長 黒木 政継

(3) 委 員 池谷 佳子
晒科 里美
松本 浩和
角谷 好枝
富家 薫

(4) 臨時委員 貞廣 斎子
柳澤 要

(5) 事 務 局 田中 庸恵(教育長)
松丸 多一(教育次長)
松尾 順子(生涯学習部長)
根本 泰雄(生涯学習部次長)
小倉 貴志(学校教育部長)
川又 和也(学校教育部次長)
池田 孝広(教育総務課長)
吉田 直美(同課主幹)
須志原 みゆき(同課副主幹)
新田 伸子(同課主査)
加澤 俊 (同課主任)
鎌形 秀昭(教育施設課長)
小笠原 勝海(同課主幹)
安藤 徹哉(同課主査)
石田 清彦(学校安全安心対策担当室長)
小柳 豊一(同室副主幹)
大根田 芳光(同室主査)

4 議 題 市川市立義務教育学校の設置に関する方針について

5 提出資料

- (1) 次第・委員名簿
- (2) 諮問書(写)
- (3) 義務教育学校の設置に関する方針の策定について
- (4) 第3回市川市教育振興審議会資料
- (5) 義務教育学校等の施設計画の推進に関する調査研究報告書(概要版)

【14 時 35 分 開会】

○ 天笠会長

只今から、令和元年度第 3 回市川市教育振興審議会を開催いたします。本日の会議は、審議会委員 12 名のうち 9 名出席で、市川市教育振興審議会条例第 6 条第 2 項の規定により成立いたします。会議終了時刻は 16 時 30 分を予定しております。審議の状況によりましては、多少前後することもあるかと思いますので、よろしくお願いいたします。

本日の議題は、「市川市立義務教育学校の設置に関する方針について」です。審議に先立ち、市川市審議会等の会議の公開に関する指針第 7 条の規定に基づき、本日の議題に係る会議を公開するかどうかを決定いたします。

事務局にお尋ねします。本日の議題に、同指針第 6 条に規定する非公開事由はございますか。

○ 教育総務課長

本日の議題に非公開事由はございません。

○ 天笠会長

それでは、会議を公開することとしてよろしいかお諮りいたします。いかがでしょうか。

○ 委員全員

【異議なし】

○ 天笠会長

ご異議なしと認めます。それでは、本日の議題に係る会議を公開することといたします。傍聴者がいらっしゃいましたら、入場を認めます。

○ 教育総務課長

傍聴者 1 名です。

【傍聴者入場】

○ 天笠会長

それでは、次第 1「諮問」です。事務局、お願いします。

○ 教育総務課長

それでは、田中教育長より諮問書を天笠会長へ提出させていただきます。

【諮問書提出】

○ 教育総務課長

田中教育長からご挨拶を申し上げます。

○ 田中教育長

【挨拶】

○ 天笠会長

それでは、次第にそって進めます。次第 2「市川市立義務教育学校の設置に関する方針について」、事務局から説明をお願いします。

○ 石田学校安全安心対策担当室長

義務教育学校の設置に関する方針の策定についてご説明いたします。今回、審議会よりご意見をいただく理由につきましては、諮問書のとおりでございます。

では、資料「義務教育学校の設置に関する方針の策定について」をご覧ください。審議につきましては、1 の「(2) 審議の内容」に示させていただきましたように、大きく三つの内容に整理してあります。審議 1 として「市川市における義務教育学校設置の方向性について」、審議 2 として「義務教育学校の設置に係る条件について(学校規模、通学区域、設置までの期間など)」、そして審議 3 として「義務教育学校の学校運営・教育課程・施設等の在り方について」、としております。

でははじめに、審議 1 についてご説明いたします。「2 審議の視点」に、ご審議をいただく視点を簡単に記載させていただいております。審議 1 につきましては、小中一貫教育の実施を目的とする「義務教育学校」について、制度の趣旨、国の動向、塩浜学園における教育研究のまとめ、及び塩浜学園の教育活動等を踏まえて、本市における設置の方向性についてご審議いただければと思います。

ご審議いただく資料として、別冊の「第 3 回市川市教育振興審議会資料」をご覧ください。審議 1 の資料は、資料 1 から資料 4 までになります。

「資料 1 義務教育学校制度について」、ご説明いたします。1 ページをご覧ください。義務教育学校は平成 28 年度に創設された新しい学校の種類ですが、制度化の経緯は、2 にありますように、教育基本法や学校教育法に義務教育の目的や目標が新設されたことを背景としながら、児童生徒の心身発達の早期化や、中 1 ギャップへの対応の必要性から、多くの市町村が小中一貫教育に取り組むようになったことが挙げられます。2 ページの表は、現行の小・中学校制度と、義務教育学校制度を比較したものです。教育課程の特例制度にありますように、義務教育学校は、教育課程の特例を市の判断で創設できるため、新しい教科を創ったり、中学校の学習内容を小学校で指導したりすることができるようになります。また、9 年間を見通した教育課程を編成するなかで、教科担任制の拡充なども期待できます。なお教職員数につきましては、小・中学校の教職員定数を足した数となるため、減ることはありません。

次に、「資料 2 国の動向について」ご説明いたします。3 ページをご覧ください。現在、小学校から中学校への円滑な接続を見据え、小学校高学年を中心とした専科指導の拡充が求められております。国は平成 31 年 4 月に、児童生徒の発達に応じた学級担任制と教科担任制の在り方や、教科担任制の導入などについて、中央教育審議会に諮問をしたところです。3 ページの表は平成 30 年度の小学校等における教科等の担任制の実施状況を示していますが、音楽や理科以外では、あまり実施されていないことが分かります。これらは、4 ページの 2

「教職員の配置」の(1)(2)の表のように、小学校では増置教員が多くなく、継続的な実施が難しいことが考えられます。一方、中学校では、(3)の表を見ますと、複数の増置教員が配置されており、9 学級以上の学校では教科によっては担当時間数も多くなく、小学校と連携することによって、専科指導の拡充も期待できるものと考えます。5 ページは中央教育審議会の答申や学習指導要領から抜粋した資料となりますが、いずれにおきましても、これからの教育の方向として、小・中学校間の円滑な接続と、小・中学校の連携の取組の充実が示されています。

次に、「資料 3 塩浜学園による小中一貫教育研究のまとめ」についてご説明いたします。6 ページをご覧ください。小中一貫教育のモデル校として開校した塩浜学園は、開校から 4 年、義務教育学校になってから 3 年が経過しましたので、これまでの取組を踏まえて、成果と課題をまとめさせていただきました。この資料は、塩浜学園学校運営協議会にお示しし、ご了承をいただいております。検証につきましては、6 ページ、「2 検証について」にありますように、児童生徒、保護者、教職員を対象とした意識調査と、開校前に策定した基本計画が示している「期待される効果」の状況を、塩浜学園の取組を踏まえて行いました。7 ページをご覧ください。このグラフは本年度の児童生徒調査の結果です。「塩浜学園が義務教育学校で良かったと思いますか」という質問に対して、67%の児童生徒が、なお、20%が「分からない」と答えておりますので、それを除いた場合の総数では、80%以上の児童生徒が良かったと答えています。その理由としては、年齢の離れた児童生徒の交流ができることや、中学校へのスムーズな進学、早い時期から部活動や生徒会活動に参加できることなどを挙げています。8 ページをご覧ください。保護者の意識調査の結果です。保護者の意識調査は、平成 25 年度から 3 年おきに行っていますが、現在は 9 割の保護者が「小中一貫教育は、子供たち相互の成長にとって効果がある」と捉えています。そして「どのような面で効果がありますか」という質問に対しては、年齢の離れた児童生徒の交流により豊かな心が育まれることや、小・中学校間の接続が滑らかになること、部活動の活性化が図られることなどが挙げられています。そして 9 ページは教職員の意識調査の結果です。保護者と同じように 3 年おきに調査をしておりますが、多くの教職員が「小中一貫教育は、子供たち相互の成長にとって効果がある」と捉えており、効果のある面として、弱い者を労わる心や思いやりの心が育まれることや、中一ギャップの解消を挙げています。また、子どもの発達に対する教員の認識が深まることや、教職員が協力して指導に当たる意識の向上につながるなど、教職員への効果も挙げています。これら意識調査の結果から見える効果を、児童生徒への効果と教職員への効果に分けて、10 ページの網掛けの枠の中に整理させていただきました。次に、開校前に策定した基本計画が示している「期待される効果」の状況です。11 ページをご覧ください。中一ギャップへの緩和についてです。塩浜学園では、9 年間を 4 年、3 年、2 年に区分して、子どもたちの発達に即した指導をしています。その結果、前期課程、いわゆる小学校 5、6 年生が「中学校生活で不安なことは特にない」と答える割合が図 1 のように増えています。また、7 年生から 9 年生に「中学校で不安に思っていたことはありましたか」と質問したところ、「特になかった」と答える割合が、外部転入生より内部進級生の方が高い状況となりました。また、先程ご説明いたしました意識調査においても、小学校から中学校への滑らかな接続が図られていると、児童生徒、保護者、教職員が共に捉えておりますことから、中一ギャップの解消は図られてきていると考えています。次に、学力の向上です。12 ページをご覧ください。塩浜学園の取組として、5 年生からの教科担任制の導入

についてまとめてあります。5、6年生の教科担任制は、中学校の専科教員がT1、小学校の学級担任がT2のチーム・ティーチングによって実施していますが、②の表にありますように、義務教育学校は組織が一つであるため、時間割の中で中学校の教員に小学校の授業を行うことができるので、教科担任制が継続的に実施できるようになります。その結果、図3にありますように、約9割の児童が「担任の先生と専門の先生がいるので学習がよくわかる」と答えています。また、13ページの図5、図6の「算数の勉強は好き」「算数の内容はよく分かる」と回答する児童が、教科担任制導入以降、大幅に伸びています。実際、図4にあるように、全国学力学習状況調査の結果も良くなっています。これらのことから、学力向上の面でも有効性は高いと考えています。(4)は後期課程の数学においても、学力の向上が図られてきていることを示したものです。次に、自己肯定感の高まりです。14ページをご覧ください。塩浜学園では異学年交流を積極的に進めていますが、意識調査では、多くの保護者が「年齢の離れた児童生徒の交流によって豊かな心が育まれている」と捉えています。また、自己肯定感を「自らの価値や存在を肯定できる感情」とし、「自分には良いところがある」と答える割合が増えれば自己肯定感が高まっていると捉えた場合、塩浜学園では図8、図9のように、自己肯定感が高まっていると考えられます。次に、「7 問題行動の予防」です。実際の件数は、図10のように平成28年度、30年度共に生徒間暴力が1件のみで、増減ありません。塩浜学園では、15ページの図11のように異学年の児童生徒と一緒に活動する場面が多く、そのことによって保護者も教職員も、豊かな心が育まれていると捉えています。また、保護者も図12のように9割以上が、「学校行事や体験活動を通して心の成長が感じられる」と答えています。また、教職員の意識調査では、子どもの発達に対する教員の認識が深まり、児童生徒の理解の深化につながっていると捉えていることから、幅広い学年の交流と教職員の児童生徒理解の深化によって、問題行動の予防につながっていると考えております。「8 生活習慣の確立」については、小中一貫教育の取組との明確な関係性は見られませんでした。次に、「9 部活動の活性化」です。16ページをご覧ください。塩浜学園では、5年生から中学校の部活動に参加できる環境を整えるとともに、「部活動担当の例」の表にありますように、前期課程、いわゆる小学校の教員も部活動に関われる体制を整えた結果、図16のように部活動の加入人数は増え、意識調査でも多くの保護者が、部活動の活性化が図られていると捉えています。これらのことから、部活動の活性化は図られていると考えております。ただし、加入する児童生徒が増えているのはテニスや卓球などの個人種目であり、小中学生の体格差が影響する、野球やサッカーなどの団体競技では、顕著な伸びは見られていません。最後に、「10 学校運営上の課題」です。17ページをご覧ください。意識調査では、8割以上の教職員が、学校運営上の課題があると捉えています。「どのような面で課題があると思いますか」という質問には、「前期課程高学年の活躍する場の減少」「多忙感・負担感の増加」「合同行事の設定や打合せ時間の確保が難しい」といったことを挙げています。また、自由記述では、小中の教員文化の相互理解が課題として挙げられていますが、18ページにありますように、塩浜学園においても、9年間を貫くカリキュラム「塩浜ふるさと防災科」が、小・中学校の教員が共に話し合い、協働して授業改善を行う教科に成長するまでに3年ほどかかりました。また保護者からは、「異学年交流によって、下級生が上級生を敬う心が希薄になる面もある」「6年生の活動が縮小される」といった声がありました。これらをまとめますと、(4)にありますように課題は大きく分けて二つあると考えられます。一つは学校文化や授業時間、指導体制などの異なる小・中学校間、義務教育

学校では前期・後期課程間の調整です。そして、もう一つは、既成概念と新たな概念の整理です。義務教育学校は 9 年間を一つのくくりとしていますから、6 年生がリーダーではなく、4 年生をリーダーにする、または 7 年生をリーダーにするというように、子どもたちの発達に合わせて指導の重点を図ることができます。これまでの小・中学校制度の中で育ってきた多くの保護者や教職員の既成概念をいかに新たな概念に転換していくかは、大きな課題の一つになっていくと思われます。小中一貫教育が子どもたちにとって、とても良い教育システムであることが明らかになってきたわけですから、これら学校運営上の課題については、学校だけでなく、教育委員会も一緒になって解決を図っていく事が大切だと考えます。

19 ページの「資料 4 義務教育学校『塩浜学園』の教育活動」は、資料 3 に含まれていない、小中一貫校ならではの取組を記載しています。19 ページの取組は、5、6 年生の 50 分授業です。5、6 年生は本来 45 分授業ですが、中学校の時程に合わせて 50 分授業を実施しています。このことによって、他の小学校に比べて毎時間 5 分の余剰時間ができ、学力向上に生かしています。具体的には、標準時間を減らして、いわゆるコマ数を減らして実施している社会などは、分数に換算すれば他の小学校の標準時間と同じになります。また、教科の特性によっては、国語や算数のようにコマ数をあまり減らさず、分数ではこれまでよりも多く学習している教科もあります。このような取組も義務教育学校によって可能となっています。また義務教育学校では市の判断で新しい教科の創設もできるため、児童生徒や地域の課題に即した教科を創り、地域とともに課題解決力を育んでいくこともできます。20、21 ページにあります「塩浜ふるさと防災科」は、まさに、生きる力を育む教科として推進されています。説明は以上です。

○ 天笠会長

委員の皆さんから、ご意見をお願いしたいと思います。審議内容は、大きく三つということであり、まず、「義務教育学校設置の方向性について」の説明が事務局からありました。こちらが終わりましたら、次に、設置条件について、その後、施設とか教育課程等々についてという段取りになっていることを確認していただいた上で、今、説明していただいた 21 ページまでの資料に基づきながら、皆さんからご意見をお願いしたいと思います。

○ 松本委員

来週も審議会が予定されていますが、その時に答申を出すという流れなのでしょうか。

○ 天笠会長

そういうスケジュールだと聞いています。皆さんの声を出していただいて、それを基にして答申をまとめる。そして、来週、付け加え等がいろいろあるかもしれませんが、それを了承してもらうということです。

○ 松本委員

意見を出すのはこの場ということですね。

○ 天笠会長

そうですね。まず一つは今説明いただきましたが、国がこういう流れということですので、それ

をレビューしていただければと思います。その上で、市川市の場合は塩浜学園という具体の展開があって、その成果と課題がまとめられたということが、こちらの資料ということです。資料から見ると、塩浜学園の取組は、課題は相応にあるけれども、概ね、全体的に見た場合に、期待している成果や教育委員会が求めるものは相応に回答している、相応に成果が出ているという理解の仕方でもいいのかどうなのか。今の段階で塩浜学園の現状等どう判断しているのでしょうか。

○ 石田学校安全安心対策担当室長

基本計画で当初想定していた効果は十分に表れてきていますので、義務教育学校の一般的な効果は十分に表れていると考えております。

○ 天笠会長

先生方に対してのヒアリングでは、小中一貫に取り組んでいるところは、小学校文化と中学校文化の違いみたいなものが出てくる。相応に、先生方から見ると課題はいろいろあるけれども、こういう課題がありながら、子どもたちや保護者の声をとおして捉えた時に、相応の成果がそれなりに読み取れるのではないかと、こういう姿として一つ一つのデータが捉えられていると思います。そういうことを含めて、皆さんの目から見てご意見等々あればお願いしたいと思います。

○ 柳澤臨時委員

塩浜学園でかなり効果が上がった、エビデンスをもとに進めていくのはけっこうなことだと思います。後に、適正規模とか配置について書いてありますが、それによつては、この方針に関係することもあるかと思ひます。課題となりそうだと思うことは、塩浜学園のように施設一体で進めた場合は比較的効果はあるけれども、もしかすると、市川市全体ではそういうパターンでないこともあり得る。規模によつては、一部が一体型になって、小学校一つは独立していて中学校から合流するケースや、分離しながら小中一貫を推進していくなど、いろいろなパターンが出てくると思ひます。一体型だと非常に効果があるようなケースと、そうではなく、小中一貫という仕組みを作ることによつて、どういう設置形態でも比較的いけるパターンと、それぞれいろいろメリット・デメリットがありそうなので、今はとりあえず、一体型での成果をもとにいろいろ方針が決まっていますが、これだけで全てこういう方針にしようとする、もしかするとケースが変わった場合に、方針にただし書きが付くことになるのではないかと気になっています。

○ 天笠会長

おそらくそれは、次の設置の条件に絡んだ話になることだと思うので、またその時点でご意見を加えていただければと思います。確かに、施設の立場からすると、今のご説明いただいた塩浜学園の施設から見たデータということをもう少しここに加えた方がいいのではないかとご意見にもなるかと思ひます。今、一つ目の柱についてご意見をいただいておりますが、二つ目の話に入つて一つ目に戻っていただくという意見のおっしゃり方もありだと思ひます。現在の段階のところで、何かお気づきの点、ご意見があればお願いしたいと思ひます。

○ 石田学校安全安心対策担当室長

今、一体型といったお話しでしたが、塩浜学園は隣接型ですので、隣接型の成果として捉えていただければと思います。

○ 天笠会長

一体型の建物が間もなくできるのですか。どういう予定なのですか。

○ 鎌形教育施設課長

今の予定です。現在、一体型の校舎棟と体育館棟を建設しております。来年 8 月まで建設を続けて、その後、今使っている校舎から引っ越しを行います。引っ越しが終わっても外構が完全には終わっておりませんので、外構を継続して行うという状況です。

○ 天笠会長

そういう意味では、隣接型から一体型に推移しつつある状況のデータということですね。

○ 貞廣臨時委員

非常に高い効果が多方面から上がっていることが確認できました。その上で、研究者の見方をしてしまうと、パイロットプログラムといって、最初にやる方々は絶対に失敗できないので、ものすごく頑張っただけで必ず成功するのです。校内研究などでも必ず仮説が検証される成功型のシステムです。ただ、これが一般展開されていくと、おそらくこうはいかないので、今後一般展開をしていくにあたっては、良いところに目を向けるというよりも、どこが課題だったのか、そして、その課題を教育委員会としてどうサポートできるのかということを考えることが方針の中にも、方向性の中にも取り入れられるべきだと思います。そういう意味で、例えば、17 ページの先生のアンケート調査があります。私共もアンケート調査をすると、自由記述は宝の山で、最初にそこを見るのですが、自由記述の三つ目に、「一つの学校として今の人数と制度で運営していくのはとても厳しいと思う」というご意見があります。通常、小中一貫校ですと、5、6 年生の教科担任制を担うことになってしまう中学校の先生の持ち出し感が非常に強く、2 年なら頑張れるけど未来永劫は無理という感覚をお持ちになると思います。つまり、逆に言うと、少し中学校的な教科担任をできる人数を何らかの形でサポートしないと、持続可能なシステムにはならないというご意見なのかなと思います。これはおそらく、調査審議の 3 に関わる部分ですが、これをはじめとして、もう少し課題として、特に、その課題が教育委員会として何らかのサポートをすることで解決し得る課題というものが析出されたものがありましたらもう少し説明をしていただければと思います。

○ 天笠会長

17 ページには貞廣先生が指摘していただいた課題がありますが、小中一貫に関わっているいろいろなデータ等々を拝見させていただきますと、概ねこういう傾向が出るのですね。ですから、塩浜学園だから特別にこういうことが出るわけではないのです。だいたい、小中一貫教育に関わった先生にお尋ねすると、こういうことが出てくるということです。とするならば、だからどうされるのかということが必要になってきていると思います。こういうことがあるのだけれども、そのところをどうご苦労されてそこを調整したのか、切り抜けたのか、あるいは、なんとか手がつかなかった

のかという辺りのことが聞きたくなってきたというか、捉えるべきところに来ているように思います。ですから、そういう点では、どうしようとされたのかと。それは、当事者としての先生方に当然にあるわけですが、教育委員会としては次の展開の時にこの辺りのことについてその立場でどうサポートするのかどうなのかという辺りのところがこの後に出てくる必要性があると思います。それは、二つ目三つ目のところがどうあったら良いかということに、きつとつながってくるのではないかと思います。この点を含めて、まだ他に1番目のところでご意見はありますでしょうか。どうぞ。

○ 松本委員

3点お尋ねします。資料2 ページ目の、教職員免許のところ、現状の小・中学校制度ですと、「教員は所属する学校の免許状を保有すれば十分」とあり、小学校は小学校の、中学校であれば中学校の免許状があれば十分ということだと思いますが、義務教育学校だと両方の免許状を持っていなくてはいけないということで、教員の負担が大きいのではないかと感じました。また、7 ページ目の一番上のグラフの児童生徒の意識調査のところ、概ね義務教育学校で良かったという意見ですが、12%が「どちらか言えば思わない」あるいは「全く思わない」という意見です。その下に個別の意見が載っていますが、肯定的な意見だけで否定的な意見が載っていないので、この辺でどのような意見が子どもたちからあったのかなということが少し気になりました。また、14 ページの真ん中のグラフの平成28年度と30年度の数値から、自己肯定感が高まっていることが分かり、これは素晴らしい結果だと思うのですが、同じ児童生徒を対象にしているのか、何かしらの年度の学年の児童生徒を対象にしているのか、いずれの方でしょうか。

○ 天笠会長

これは説明というよりもむしろそのところに疑問を持ったということだと思いますが、これについてはある意味で言うと応答はないということがあると思います。応答がないというか、やりとりはちょっと難しい部分もあるかと思いますが、後程、事務局から応答してもらおう含みで、とりあえずご意見をいただいたということにさせていただきたいと思います。他の委員の方、いかがでしょうか。ご意見をお願いしたいと思いますが、二つ目に入らせていただいて、そのことだったら一つ目について意見を申し上げたいという進め方をしたいと思いますので、二つ目、「義務教育学校設置に係る条件について」の説明をお願いします。

○ 石田学校安全安心対策担当室長

審議2 についてご説明いたします。資料「義務教育学校の設置に関する方針の策定について」をご覧ください。2 ページ(2)に、ご審議をいただく視点を簡単に記載させていただいております。本市小中学校の児童生徒数は減少すると予測されています。そういった中、義務教育学校の設置は、新設校としてではなく、既存の小・中学校からの移行を考える必要があると考えます。このため、学校規模や小中学校の通学区域、設置までの期間など、既存の小・中学校から、義務教育学校の設置へ移行する場合に条件となる事柄について、市川市立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する方針等を踏まえ、ご審議をいただければと思っています。審議2の資料は、審議1でご説明した資料に加えて、資料5から資料7までになります。

では、資料 5 から 7 まで説明させていただきます。22 ページの資料 5 は、平成 30 年 3 月に策定しました「市川市立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する方針」です。この方針につきましては、平成 28、29 年度に当審議会で審議が行われました内容ですので、詳細は割愛させていただきます。なお、この方針では、適正配置について、「小規模校については、当審議会で提言されている三つの方策、通学区域の見直し、学校統合、義務教育学校の設置を学校や地域の実情に合わせて比較し、優位な方策を必要に応じて実施します」としてあります。また、義務教育学校の設置については、「塩浜学園の成果を検証した上で、9 年間の一貫した教育を可能とする義務教育学校の設置を検討します」としています。審議 1 でご審議いただいておりますが、例えば、義務教育学校設置の方向性を「推進していく」とした場合、義務教育学校の設置は、同方針が示す三つの方策の中で、優位性の高い方策として位置づけることとなりますが、そういった方向でよろしいかどうか、ご意見をいただければと思います。また、義務教育学校の学校規模については、同方針では各学年 3 学級程度とするとされていますが、既存の小・中学校から義務教育学校へ移行する場合の学校規模について、ご意見をいただければと思います。

次に、25 ページ、26 ページの資料 6 は、小学校区と中学校区の重複状況を示しています。26 ページを見ていただきますと、第一中学校区の中国分小学校の卒業生は、第一中学校だけでなく、東国分中学校にも進学することが分かります。義務教育学校は、9 年間の教育課程を編成して、特色ある学びを創造できる学校ですが、塩浜学園では 7 年生、いわゆる中学校から転入してくる生徒が半分以上おりますので、学習内容の前倒しや入れ替え等の特色ある教育課程が十分に組めていない状況にあります。このような状況も踏まえ、既存の小・中学校から義務教育学校へ移行する場合の通学区域の条件等についてもご意見をいただければと思います。

そして、「資料 7 義務教育学校『塩浜学園』設置の流れ」です。27 ページをご覧ください。これは塩浜学園の、小中一貫校開校の表明から義務教育学校設置までを時系列に並べたものです。大変申し訳ありませんが、一番下の義務教育学校の設置は、平成 28 年 4 月の誤りです。お詫びして訂正いたします。小中一貫校開校の表明から実際に開校した平成 27 年 4 月までには、およそ 2 年半を要しています。これは、開校までに行う検討や準備にそれだけの期間が必要だったということですが、義務教育学校は、生徒会や部活動など、中学校の運営体制を改変していくことが求められるため、この 2 年半で、義務教育学校になることを周知されずに入学した中学 1 年生が卒業するまでの期間を置くことができました。このことによって、スムーズな移行に結び付いたと考えられます。これらのことを踏まえ、既存の小・中学校から義務教育学校へ移行する場合の移行までの期間についてもご意見をいただければと思います。説明は以上です。

○ 天笠会長

先程ご検討いただいた一つ目の柱ですね、塩浜学園を中心とした、スタイル、タイプの義務教育学校ということ由市川市の場合とするならば、さらにそういう学校由市川市内に設けることの是非について、1 番目の成果を踏まえるならばその事柄についてどうかということ、そして、その方向に行くならば、どういう条件、例えば、通学区域のあり様、そういうことについて考えていく必要があるのではないかとということで、二つ目の審議ということになってきます。一つ目と二つ

目が当然絡んできますので、そういうところからご意見等々をお願いしたいと思いますし、義務教育学校の設置が明日から、あるいは、一定期間から全て、先程見たような学校になるということではどうもなさそうだ、そのような学校も市川市にはある状況で、こういう学校を置くところや検討するところもあるという話でもあるように思いますので、審議 2 のことを中心に、ご意見やご質問をお願いしたいと思います。

○ 柳澤臨時委員

確認をしたいのですが、23 ページの、小・中学校の適正な学級数は 12 学級から 18 学級という表現ですが、これは小学校が例えば 12 学級だと各学年 2 学級で、18 学級だと各学年 3 学級ですので、それが適正な範囲だと。中学校に関しても 12 学級から 18 学級を適正規模とすると、各学年 4 学級から 6 学級、それが適正規模だという認識でよろしいでしょうか。

○ 天笠会長

お願いします。

○ 石田学校安全安心対策担当室

こちらの方針では、24 ページに、「義務教育学校の規模は各学年 3 学級程度を目安」とありますので、義務教育学校ですと、27 学級、各学年 2 学級から 3 学級としますと、全体で 18 学級から 27 学級が適正規模ではないかということが前回の審議会では話し合われました。

○ 柳澤臨時委員

小中一貫、義務教育学校の場合ということなので、義務教育学校だと 1 年生から 9 年生までで適正な学級がいくつであるという数字を入れた方がいいかなと思いました。これはあくまでも、小学校・中学校それぞれという書き方だと思います。24 ページには、「義務教育学校の設置を検討します。その際の規模は、各学年 3 学級程度を目安とします。」とあるので、基本的には、これでいくと、各学年 3 学級とすると中学校は 9 学級、そうすると、さっきの 12 学級より少ないとなる。23 ページの下の方に、統廃合を考える規模が中学校だと 9 学級以下とありますので、文章を読むと、9 学級だったらもう統廃合ということがあり、だから義務教育学校になるという論理だとすると分かりづらいいかなと思います。あくまでも、義務教育学校としての規模はどれくらいが適正かと、きちんと出しておいた方がいいと思います。

○ 天笠会長

ご意見ですね。単純計算をすると、義務教育学校は 9 学年で各学年 3 学級、27 学級程度というのが義務教育学校の一つの適正、適正という言い方がいいかどうかはありますが、規模としてあるのだと。別の言い方をすると、それ以上は大きくならない方が、それ以下に収められるような学級数だと良いのではないかな。

○ 柳澤臨時委員

小学校と中学校のそれぞれ適正規模の大きい方を足して義務教育学校に統一すると、今度は義務教育学校にしては大きすぎる感じになると思います。それぞれ単独では適正だけ

ども義務教育学校にしたら多くなるので、単純な足し算はできない部分もあるかもしれない。どのくらいの規模までだったらいいいのかということと、逆にあまり大規模校にならないように適正なクラス数はこれからある程度議論する、そこが非常に重要なポイントになると思います。

○ 天笠会長

ご質問、ご意見、確認しておきたい点がありましたらお願いします。

○ 黒木副会長

通学区域についてお尋ねします。塩浜学園は塩浜小学校から上がった子どもたちと、それ以外の子どもたちも入って来ていると思います。その時に、義務教育学校だと9年間のカリキュラム編成ができますが、前倒しをした場合、他の小学校から来た子どもが学べないということが考えられると思います。他の学校から来るということは、その学びがない子どもたちも入ってくるということであり、通学区域によっては、子どもたちのカリキュラムの編成が難しいと思います。できれば同じ小学校から上がった子どもたちがそのまま義務教育学校に入るというシステムを作っていった方が、9年間の教育課程の編成を非常にやりやすいのではないかと。市川市全体に、そういう方向性で進めていくということが、今後、それぞれの学校の特色が出て来ているのではないかと私は考えています。

○ 天笠会長

今のご意見と先程来の説明からすると、塩浜学園、義務教育学校は、ある意味まだ中途半端なところが残っているということ、例えばその一つが入学ということ。本来であれば、小学校1年生から義務教育学校に入学してということですが、そこを本来の義務教育学校の在り方からすると、そのためには通学区域の調整等々があるのだと。ただ、現実的な通学区域の問題の調整はいろいろなことを考えないといけない難しさがあって、現実的な対応が今、ご説明いただいたような対応をなさっているのではないかと思います。今後、先を見通した時には、通学区域の調整のもとに義務教育学校を建てていくことが基本的なポリシーというふうに立てて、現実的な対応もありながら、微調整を加えながら、現実的に対応していくことが歩み方としてあるのではないかと思います。全て義務教育学校が建っていくということなのか、できるところからなのか、市の将来構想があつてということなのかどうなのか。この資料6には、通学区域の将来的な見通しということは粗々出ていますが、今回、私共が意見を求められている義務教育学校の市全体の展開とか将来プランはここにあるようなないような、私共にはそう見えるのですが、その点についてはどういうふうにお考えになっているのかどうなのか。我々の意見を引き上げて次の時には出すというお考えなのかどうなのかを含めまして、いかがですか。

○ 石田学校安全安心対策担当室長

諮問の際の教育長のご挨拶では、義務教育学校を推進させていただきたい旨をお話させていただきましたが、会長がおっしゃられましたように、様々な条件がありますので、一つ一つクリアしながら進めていくことが必要ですので、そのような点でご審議いただければと思います。

○ 天笠会長

どうぞまた別のところでもけっこうですので、ご意見があればお願いします。

○ 貞廣臨時委員

前回の審議会での議論を確認しながら再度申し上げたいと思います。まず、義務教育学校を市全体でということお話がございましたが、義務教育学校の規模感はけっこう難しく、あまり大きな規模になると学園のようになってしまって課題の方が大きくなってしまうと思いますので、地域特性に応じて緩やかな小中一貫校にする地域もあれば、義務教育学校として9年間のカリキュラムを保証する地域もあるというのが最も現実的だと思います。もちろん、それによって、緩やかな小中一貫の地域のカリキュラムは前倒しをするという弾力性が落ちるということは、教育委員会がサポートをして、そういう地域でも同等または別の形の良いカリキュラムを保証するというやり方で、全部を義務教育学校にしなければならないとする必要はないと思います。2点目は、これは前回の審議会でも出たと思いますが、今、天笠会長のお話にもありましたとおり、学区の区割りを変えられるかは地域の特性や歴史によっています。けっこう簡単に変える自治体もあれば、学区を変えるだけで30年くらい年月をかけてやっとちょっと1m路地を変えられましたという地域まであります。市川市がどういう区域になっているのか、また、市川の中でも微妙に地域によって違っているのだと思いますが、義務教育学校を推進するのであれば、特に、または、9年間の学びの保証をするという、今の義務教育の在り方を考えるのであれば、できる限り、小学校と中学校の学区が又裂きになってしまうようなことがないように、長期的には一致させるということと並行させて義務教育学校の推進なり、小中一貫教育の定着なりをより図っていくべきだと思います。3点目は規模の問題です。義務教育学校の適正規模は、2ページにありますように、教員の定数も小学校と中学校を合わせたものを定数とするとしていて、国の方も全くここにタッチしていないんですね。誰も分け入っていない領域に市川市だけが分け入って、市川市だけがこの辺が適正規模ではないかという相場観を持っていच्छやるのだと思います。前回の審議会も、なんとなく、きっと、適正規模の小学校と中学校を足すとなんとなくちっちゃいんじゃないかなということで終わっていますが、それは、委員の我々よりも、実際に学校を運営している方々や教育委員会の方の方がリアルな感じを持っていच्छやるのではないかと思いますので、むしろ、こういう理由で適正規模はこの辺りだと考えられるというのを市川モデルとして提案していただきたいと思います。例えば、中学校的な教科担任制をするにはこれくらいの規模以上ないと人員がいけないけれども、あまり大きくなると、学園としての一体感がない、そのメリットとデメリットを相殺するとだいたいこちら辺が適正規模なんじゃないかということをご提案的に提示をいただく、また、それが今回は基準となっていなくても、なんとなく経験値だとだいたいこれくらいだと上手くいくような気がします、ただし、さらに、本当はこれくらいの人員のプラスがあった方がいいですというご提案もできればあれば、それが布石となり国の基準となっていったら良いと思いますので、むしろ、規模については今回は経験値からご提案いただくようなことを期待しております。

○ 天笠会長

今二つ目を審議していますが、続いて、三つ目について説明していただき、まだご発言いただけていない委員の方に一言は言っていただくとそういうことで委員の皆さん、よろしくお願いします。

○ 晒科委員

PTA の問題もありますし、保護者がこれをどう受け止めるのか。塩浜学園では PTA は小・中全部で行っているのか、保護者の人数が分からないのですが、どのようにやっているのか、保護者がどう関わっているのかが分かったと良いと思いました。

○ 天笠会長

保護者のことについての一端をご紹介いただけると理解が深まると思いますので、お願いします。

○ 石田学校安全安心対策担当室長

学校が一つですので、PTA は一つの組織を作って運営をしています。一つにするまでには 1 年間、小・中の PTA で話し合いまして、会計システムの問題から全て含めて一つにしました。その結果、役員の数減らすことができました。また、小・中学校間の理解が保護者の中で進みました。現在の学校規模は、小学校の部分は単学級、中学校の部分は 3 学級です。

○ 天笠会長

よろしいですか。

○ 晒科委員

それくらいであれば一つにできるのかなと思います。須和田の丘支援学校も、小学校から高等部までで 120 名くらいでそれほど人数がいないので、PTA が一つになっています。あまり大きいと PTA も一つにはなかなかできないのではないかと感じました。

○ 天笠会長

続いて、三つ目の説明をいただいた後にご意見をいただくことで、お願いしたいと思います。

○ 石田学校安全安心対策担当室長

では、審議 3 の「義務教育学校の学校運営・教育課程・施設の在り方について」をご説明いたします。資料「義務教育学校の設置に関する方針の策定について」の 2 ページ、(3)をご覧ください。平成 28 年度より制度化された義務教育学校ですが、令和元年 4 月の時点で全国に 94 校、公立 91 校、国立 3 校が設置されています。前年度より 12 校、平成 29 年度より 46 校増加しています。また、平成 29 年度の時点ですが、小中一貫型小学校・中学校は 253 件ありまして、小中一貫教育を推進する学校は着実に増えています。このため、文部科学省は平成 28 年 12 月に、小中一貫教育カリキュラムの策定や様々な実施上の課題への対応について参考となる「小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引」を取りまとめました。しかし、小・中・義務教育学校の全国の総数の 0.3% の設置である義務教育学校では、学校運営や教育課程の編成等については、今なお各学校の工夫によるところが多い状況となっています。このため、資料 1、2、3 の他、資料 8 の文部科学省の手引や別紙資料を踏まえ、学校運営や教育課程、学校施設等の在り方についてご審議いただきます。

資料 8 から別紙資料までご説明いたします。27 ページをご覧ください。学校運営上の主な課題への対応についてまとめてあります。塩浜学園でも、学校運営上の課題があることは先程ご説明しました。国がまとめたものですが、まず「1 小学校高学年におけるリーダー性の育成」についてです。②では、義務教育は「9 年制の学校であることによって、6 年生がその中間段階に位置付けられることは当然の帰結です。むしろこれまで小学校 6 年生がリーダー的な存在であったのにもかかわらず、中学校に入学してすぐに一番下の立場になり子供扱いされていたことのデメリットと比較考量する必要があります」と言っています。実際に、塩浜学園では、4 年、3 年、2 年で 9 年間を分けていますので、4 年生と 7 年生にリーダーとしての経験を積ませています。次に 28 ページの「2 転出入する児童生徒への対応に関する工夫」です。ここでは、義務教育学校において学年段階間の区切りを設けている場合や、教育課程の特例を活用している場合に、他の小・中学校へ転出する、または、他の小・中学校からの転入に対応するときの工夫事項が示されています。例えば②のように、「教科書の対応ページを記載するなど、通常の教育課程との違いを具体的に分かりやすく示した資料をあらかじめ備えておく」などの工夫が示されています。次に 29 ページ、「3 多忙化・多忙感」への対応です。30 ページの一番上の白丸では、「小中一貫教育の実施は必ずしも教員の多忙化につながるものではなく、取組が進むことで、多忙化や多忙感が解消される側面もあります」と書かれています。10 ページの意識調査の結果の「教職員への効果」でも、「教員の児童生徒理解の深化につながっている」「協力して指導にあたる意識の向上につながっている」とまとめられていますので、取組の進展によって、生徒指導や学習指導の側面から学級経営や学年経営が円滑に行われるようになり、負担の軽減につながることも考えられます。そして、そのための体制整備として、「4 小中一貫教育の実施・改善のための体制整備」で、小中一貫教育コーディネーターの配置が提言されています。最後に 31 ページ、「資料 9 小中一貫教育における校舎の設置状況の分類」についてご説明いたします。この資料は、義務教育学校を含む小中一貫校の施設の分類を示したものです。小学校と中学校の校舎の全部または一部が一体的に設置されている場合を「①施設一体型校舎」、小学校と中学校の校舎が同一敷地または隣接する敷地に別々に設置されている場合を「②施設隣接型校舎」、小学校と中学校の校舎が隣接していない異なる敷地に別々に設置されている場合を「③施設分離型校舎」に分類しています。

では、別紙の「義務教育学校等の施設計画の推進に関する調査研究報告書 概要版」をご覧ください。この報告書は、小中一貫教育校の施設整備が児童生徒の学習・生活環境、教職員の管理運営環境に及ぼす効果や費用等の実態を明らかにしたものです。3 ページの総括の中では、「小中一貫教育を進める施設形態としては一体型が有効であるという傾向はあるが、それ以外の施設形態においても、改修等の工夫によって、施設的な効果を高めることが可能である」と言っています。4 ページをご覧ください。「満足度から見る施設整備の効果」では、「①施設面の総合的な満足度は、一体型が最も高く、隣接型、分離型の順に低くなる」とまとめられており、一体型校舎は小中一貫教育を運営しやすく、施設的な効果も感じやすいという一般的な想定が裏付けられた形となっています。しかし、12 ページでは、「④分離型であっても、施設的な工夫をしている学校では、施設面の総合的な満足度は高い」とまとめられており、分離校舎間の交流や協働のための施設的な工夫が多く施されている場合には満足度が高くなっているようです。具体的には、「分離校舎間の取組を紹介する掲示板・展示スペース」「分離校舎間で交流授業等を行うネットワーク環境」「分離校舎間の取組等を保護

者・地域住民が閲覧できる展示スペース」などが、整備項目として挙げられています。一方、15ページの「教員の意識の醸成や協働に関する事項」では、一体型校舎であっても、校務分掌や学校事務、職員会議、各教科の打ち合わせ等を小中別々に行っている学校では、小中一体の職員室が「役に立っている」という割合が比較的低い傾向にあり、運営面の違いが施設に関する評価にも影響を及ぼしており、学校運営面、施設に合った学校運営をすることによって、評価はそれなりに高くなることが示唆されています。説明は以上です。

○ 天笠会長

これで全体の説明が終わりました。ご意見をお願いしたいと思います。

○ 柳澤臨時委員

アンケートの結果は、分離型より一体型の方が満足度高いということですが、分離型といった場合、小学校6年間と中学校3年間という学校が分離していて一体的に運営するケースと、例えば、4・3・2の形で、塩浜学園もそうですが、小学校の高学年から中学校の校舎に通っていく分離があると思いますが、これは混ざっているということですかね。その辺が大分違うし、5年生は中学校の校舎に入ってくださいといった場合には、高学年担当の先生はあっちに行ったりこっちに行ったりになるのか、高学年は中学校の先生の方に任せるのか、運営の仕方によっても変わってくると思います。そこがかなり重要だと思いますし、私が今関わっている静岡のケースでは、規模が大きいので、一部小中一体型にして、ある学校は将来的に人口が減ってから合流するような、将来計画では余裕を持たせたケースもあります。その場合の懸念としては、残された方の小学校は疎外感があります。分離型にするか、一体型にするか、一部分離型にするかによって、アンケート結果と矛盾してくる可能性もあるので、慎重に評価していただければと思う。

○ 天笠会長

それでは、富家委員、ご意見をいただけますでしょうか。

○ 富家委員

私は、塩浜学園は準備段階から会議に参加させていただきました。先程の、PTAはどうなのかとか、一番、大丈夫なのって思うのは保護者です。その時にみんなで作っていったという意識が大事で、各地域にいろいろな人がいていろいろな意見があり、一つの方向に向かっていく、それがどこに行くかも分からないまま解決に向かっていったような記憶があります。今は、子どもの情緒が落ち着いているように感じます。これは、一体感や達成感、到達感みたいなものが、漠然としているしこれからも進んでいくのですが、そういうものがこの世の中には必要なのではないかと思います。地域の人も、小学校の先生も中学校の先生もみんなが子どものことを考えるのが必要なのではないかというところで、みんなで考えていけたらと思います。

○ 天笠会長

池谷委員、お願いします。

○ 池谷委員

とても難しい問題だといろいろな意見を聞いていて思いました。7、8 ページにあるアンケートで、児童生徒保護者がこの 5 年間で義務教育学校になって良かったという意見、そうではない、分からないという人の割合を見た時に、最初の年は保護者が 4 割は否定的だったのが、それが減っていく。しかし、内訳を見ると、令和元年に関して言えば、「とても思う」が減り、肯定的な中でも「どちらかと言えば思う」が増えた。ある意味、マイナスな意見が増えている、その原因が課題で挙げられているものなのだと推察します。6・3・3 制ということが日本では根強くあるので、小学 6 年生がリーダーであるというのは、自分の子育ての際、高学年で自分の子どもが活躍している姿を見ることは楽しみの一つだったと思いますが、義務教育が 9 年間というスパンであることで中 1 ギャップがなくなるなど、良いところはたくさんあるという見方をもっともって皆さんに浸透させていくために、6 年生が決してリーダーでなくても、いろいろな学年がそれぞれの立場でリーダーになる活動はたくさんあると思うし、義務教育学校が今は塩浜にあります、子どもを義務教育学校に入れたいと思う人が学区に関係なく選んでいけるシステム、学区の撤廃的なことも一つあると思いますが、既存のイメージを払拭して、いろんな新しい考えを教育の中に入れていけるような考え方もこれから求められるのかなと思っています。私は、幼稚園という現場でこども園の視察に行っているのですが、同じように幼児教育と思っていても保育園と幼稚園は全く文化が違って、お互いを理解するのに教員同士の交流は 10 年かかったと言っています。ですので、多分、中学校の先生と小学校の先生の文化の違いの交流、お互いを理解するということはすごく年数がかかると思っているので、研修をするなど、いろんな視点で考えていく必要があるということを勉強させていただきました。

○ 天笠会長

角谷委員、お願いします。

○ 角谷委員

私が最初に気になったのは、9 ページの、「小中一貫教育は、どのような面で効果があると思いますか」というところです。少ないところを見ますと、「学習習慣」が 6%で、今まででも地域の者として小中の橋渡しをしたりしている時に、どこの学校でも同じようにそういう習慣を身に付けていてくれなかったら中学校に行って困るんですよねということが出てきていると思います。また、先生の満足度が少ないということも、今、先生方がお忙しい中、私たちもそれをどうするかということでコミュニティ・スクールという形でお手伝いしていますが、この辺がなかなか難しかったです。義務教育学校は学校の統廃合の一つの方策かと思っています。塩浜学園は団地の中で、とても良いところだと思います。立ち上がった時に見学をさせてもらった時には、運動場に小・中両方から子どもたちが来てとても良くて、体育や理科が中学校の先生が来て授業をされているのを見ました。そういうのを見ると、専科の先生が必要なものは良いなと思いました。ですから、数学の成績が上がるのは当然のことという感じがしました。ただ、これが全部に設置されるわけではないし、子どもたちのことを考え、子どもたちがいかに教育を受けるかということで、地域の特性のためにこれを立ち上げたいところも出てくるという考え方ですので、皆が自分の好きにそこの学校を選べるかということは問題があると思いますが、こういう学校も必要なんだろうなと思いました。

○ 天笠会長

小学校では6年間の教育課程、中学校では3年間の教育課程それぞれがありますが、9年間のカリキュラムが持つ持ち味というのでしょうか、義務教育学校は9年間、あるいは小中一貫も9年間で教育課程を考えていこうというのが一つの在り方、方向性ということです。そういう点からすると、基本的には1年生から入学してもらって9年間の教育課程に沿って指導して育ってもらうということですが、現実にはいろいろな事情から途中で出入りするというような、それは、大きく言うと6・3制の枠が厳然として存在しているということでもありますので、そういう状況等々を踏まえると、その辺りのところはやむを得ない事情も含めてあるわけです。ただ、5年先、10年先、30年先とまでは言いませんが、少し先を見たときに、私共は全部6・3制で来たわけですが、これから生きていく子どもたちにとって、21世紀を背負ってもらう子どもたちにとって、私共と同じような経験をさせればよしとするということではないようにも思います。これから先を見据えた時の、いわゆる義務教育段階としての在り方という視点で見た時に、塩浜学園がパイロット的な役割を引き受けていただいて、ここまで漕ぎ着けてくれているということだと思えます。そういうスタイル、あるいは考え方の学校というのは、市川市の中で塩浜学園だけでいいのですか。いいのですかというのは、市川市にお住まいの方は、塩浜学園だけ1校存在させておけばよろしいのでしょうか、どうなのでしょう。この辺りについて松本さん、何かご意見ありませんか。

○ 松本委員

基本的には義務教育学校を推進していくことで良いのではないかと考えています。ただ、諸般の事情で一気にどうこうということはもちろんできないと思いますし、答申にある、1、2、3、通学区域の見直し、学校統合、この辺をやりながら義務教育学校の配置という順番になっていくと思います。逆に言うと、26ページの図を見ますと、あまり名前を出すと良くないかもしれないですけども、第五中ブロック、高谷中ブロックはすでに小学校と中学校の通学区域が一致していると思われるので、基本的にはこういうところを第2のパイロット校的に進めていくのが現実的だと思われます。また、全く触れられていないので気になる点なのですが、中学校受験をして中高一貫、私立学校を中心として、中高一貫校というのがたくさんありますし、県立でもあります。私の子どもたちが卒業した学校の4割くらいの子どもたちが中学受験をして公立以外の学校に入りますし、学校によっては8割くらいの子どもたちが受験する学校もあるとうかがっています。そういう子どもたちが義務教育学校を卒業しないで出ていってしまう。28ページに転出入する児童生徒への対応について書かれていますが、中学校受験、中学校を市川市ではないところに行く子どもたちに対して、どういう配慮が必要なのかということが全く触れられていないことが気になりました。それから、このように内容を変えていくのであれば、先程天笠会長もおっしゃったように、今までの教育と違う形ということであれば、イエナプラン教育という、学年に限らず教育を子どもたちにしていくということを広島県福山市で取り入れる方向で進めていくと聞きました。それに限らずいろんな教育スタイルがあると思います。せっかくこういう形で抜本的に市川の教育スタイルを変えていこうというのであれば、その辺の内容、教育の仕方というのも今一度いろいろな先行事例を検討しながら市川市にも導入することを考えていただければいいのではないかと思います。

○ 天笠会長

他にいかがでしょうか。

○ 黒木副会長

中学校の職員室で、よく話が出ていたことをご紹介します。小学校から上がってきた1年生の子どもたちを担当した時に、よく先生方がおっしゃることの中に、小学校は何を教えてきたのか、どういうしつけをしてきたんだという話をすることがあります。一方で、小学校の先生方は、中学校に上がって教えられた子どもたちが小学校に遊びに来た時に、やんちゃになった子どもたちを目にした時に、中学校の先生方はこの子たちのことを分かっていない、理解しないからこういうことになるのだという話がよく聞かれました。これはお互いの責任の押し付け合い、責任転嫁をしているような感じのことを聞いて、本当に嫌な気持ちになった覚えがあります。小・中学校の先生方が一体となって子どもたちを育てていく、義務教育学校、もしくは、小中一貫校は素晴らしいシステムだと思うので、ぜひ進めていただきたいと思います。また、できれば一体型の義務教育学校を作っていただいて、9年間で地域や先生方が見て育ててくれる。学校規模は小さくてもいいんじゃないかと思います。先生方がみんなで見て、卒業させてあげる環境ができていけばいいのではないかと思います。もう1点は、市川市では塩浜学園が先だって義務教育学校となり、「ふるさと防災科」を作っていただきました。非常に苦勞されたと思います。他の学校が義務教育学校になった時に、それぞれが特性を出せるだろうかということが考えられます。できないということではなく、そこからスタートではなく、カリキュラムを編成しながら、余力を持って、本校の特色はこういうものがあるのでこういうカリキュラム、こういう教科を入れていこうと、長い目で見て、そういう学校づくりをしていけたらいいと思います。スタートからそういうことを始めると、行き詰まりが出て続かなくなると思いますので、その辺りを教育委員会も理解してやっていければいいと思います。

○ 天笠会長

いかがでしょうか。

○ 柳澤臨時委員

方向としては一体型が望ましい。さらに、学区が中学校区と小学校区があわさっている。その場合には、ある程度過小規模校が前提となると思いますが、地域が一体になって、先程、PTAが出てきましたが、学区が一体化していて、そこに一つの小中一体型があって、その規模が比較的適正であるというのが条件としては成り立つと思います。そういうケースが、他にも、高谷中とかありそうなので、そういうケースについてはなるべく塩浜型というか、ある程度統廃合を想定しながら整理していくのが良いと思います。問題は、分離型で、そのまま一体化させると大規模になるけど、かといって、方針として小中一貫教育を進めていく上で、小学校と中学校が分かれていても上手く連携して、例えば、高学年の子どもたちが中学校で学ぶという仕組みを入れていく。その辺の小中連携教育をどうしていくのか、もしくは、将来、少し人口が減っていく場合だと、今は合体できないが少し減ってから一体型に持っていくような、段階的な計画もあると思いますので、その辺をどういうルールで作っていくのか。その際には、学区の整合性

も必要になってきますので、今はまた裂き状態で、コミュニティもばらけてしまいますし、そこをどうしていくのかという方がむしろ重要なポイントになると思います。

○ 天笠会長

少なくとも、市川市くらいの都市の規模で、義務教育学校 1 校ではいかがでしょうか。物事を始めるときはパイロット校としてそこに 1 校とか、先端的な取組をしてそこで様子を見るという意味からすると、塩浜学園はその役を果たされたのではないかと捉えることができると思います。次の段階を見た時に、いつまでも 1 校にしておくのかどうなのかというのはちょっと考えものなんじゃないかなというのは、よく、この 10 年間を振り返ってみた時に、こういうふうにおっしゃる教育委員会があります。周りが小中一貫、小中一貫と動き始めている、改めてうちの市はどうするんだと議会等々でそういう説明を求められた時に、ある学校をパイロット校にしてそこで様子を見ますと。とりあえずそういう答えの出し方をしてまさに様子を見るのですが、結果として、その 1 校だけがやって一定の期間が過ぎると、なんとなく店じまいのような形になってしまう。これはある意味でいうと、大変もったいない使い方を、あるいは、人材を含めて育てるよりも浪費してしまったという形になっている。そこで育った人材やノウハウが次への広がりがなかったり展開がなかったらもったいないということです。現に、塩浜学園でいろいろな人が育ちつつあるのではないかな。もちろん、子どもたちも含めてですが、先生方、あるいは、そこからご紹介いただいたようないろいろなノウハウがそこにあるわけですけれども、これをずっと留めておくのかどうなのかということです。例えば、塩浜学園で育った人の受け皿、次への展開を考えた時に、義務教育学校も面的に考えなくてはいけなところがある。とは言うものの、一斉に全てというのも現実離れした話だと思いますので、そうすると、この図をみると、市川市は暗黙のうちに、東西南北、およその分け方、整理の仕方があるならば、塩浜学園を含めて 4 つくらいはあってもいいのかなということです。一斉に 4 つになるのか、順次 4 つにするかはありますが、東西南北に義務教育学校をそれぞれ置きつつ、学区の事情によって、小中一貫とか、併設型の小中一貫とか、いくつかのタイプがそれぞれバランスよく存在するということで、過大規模になりそうところは義務教育学校はちょっと距離をおくとか、比較的規模の小さい学校でということになりそうであればそこを義務教育学校にするとか、適正規模の在り方とか、そういうこと等々をいろいろご判断いただきながらやっていくということもまた一つなのではないかと思います。いずれにしても、パイロット校時代を一段階経過しましたので、次への展開となった時に、市内に複数の義務教育学校を置くという展開はご検討いただきたい柱というか方針の中に汲み取っていただければと思います。ここまでいろいろとご意見をいただきましたが、ご意見ある方、もしいらっしゃいましたらお願いできればと思いますし、なければ、その他に移りたいと思います。委員の皆さん、ご意見等々いかがでしょうか。よろしいですか。それでは、以上ということにさせていただきます、今日、審議をお願いすることについてはこれで終了させていただきたいと思います。

次第 3「その他」について、委員の皆様から何かございますか。それでは、事務局、お願いします。

○ 池田教育総務課長

本日は、さまざまなご意見をいただきましてありがとうございます。次回の審議会は、10 月

16 日水曜日、15 時 30 分からの開催となります。場所は、生涯学習センター3 階の教育センターになりますので、お間違えのないようお願いいたします。今回は、本日ご審議いただきました、「市川市立義務教育学校の設置に関する方針について」の答申書案をもとにご審議いただき、答申いただく予定でございます。なお、限られた時間でございますので、委員の皆様には、本日ご審議いただいた内容を踏まえた答申書案を事前に送付させていただきますので、ご意見等がございましたら、事前に事務局にご連絡いただければ幸いです。事務局からは以上でございます。

○ 天竺会長

それでは、これをもちまして、令和元年度第 3 回市川市教育振興審議会を終了いたします。ありがとうございました。

【16 時 30 分 閉会】